

## 小規模多機能ホーム ぬくもりの里運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人 成雅会が設置運営する指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業「小規模多機能ホームぬくもりの里」の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、要介護者が通いを中心として利用者の様態や希望に応じて随時訪問や短期間の宿泊を行うことを組み合わせて、サービスを提供することにより家庭的な環境と地域住民との交流をしながら日常生活の入浴、排泄、食事等及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り居宅において営むことができるよう支援をすることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容にそったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は「小規模多機能ホームぬくもりの里」とする。

### (職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業に従事する職員の員数および職内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (GH兼務)

管理者は、業務の管理及び職員の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者 1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成及びサービス計画の実施状況の把握を行う。

- (3) 看護職員 1名以上

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

(4) 介護職員6名以上(常勤2名以上、非常勤4名以上)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間

① 通いサービス 8時30分 ~ 17時30分

② 宿泊サービス 17時30分 ~ 翌8時30分

③ 訪問サービス 24時間

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第7条 登録定員は29名とし、通いサービスの利用定員は18名、宿泊サービスの利用定員は9名とする。

(介護の内容)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談、援助

(居宅サービス計画の作成)

第9条 指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に居宅サービス計画及び介護予防居宅サービス計画(以下介護計画)を作成する。

2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第10条 本事業が提供する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護保険法第42条の2第2項の規定に基づき告示された介護報酬の額とし、当該指定小規模多機能型居宅介護及び当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。【注：介護保険費用については介護保険負担割合証に応じて1~3割ご負担頂きま

す。】前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 宿泊費 別表のとおり
  - (2) 食費 別表のとおり
  - (3) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。
  - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、須恵町・宇美町・志免町・篠栗町・久山町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の対象者は、要介護者であって居宅において生活を行っている者で、かつ次の各号に該当しない場合。

- (1) 入院等により1ヶ月をこえてサービス利用ができない状態があきらかな場合。
- (2) 利用者、家族がサービス従事者、他の利用者に対してサービスの提供を継続しがたい背信行為があった場合。
- (3) 利用者の要介護区分が非該当になった場合。

(秘密保持)

第13条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第14条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(賠償責任)

第15条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をおこなう。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備 又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時は避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的 に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記

録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（地域との連携など）

- 第21条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
  - 3 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第22条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

- 第23条 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の

促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催するものとする。

(協力医療機関等)

第24条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、医療機関や介護老人保健施設との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時
- (3) 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- (5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

平成26年 4月20日改定 (10条の宿泊費、食費の改定)

平成27年11月 1日改定 (7条の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員宿泊費、  
食費の改定)

平成28年 4月 1日改定 (登録定員は29名に改定)

平成29年 7月 1日改定 (第5条に従事する職員の定数を改定)

令和元年 10月 1日改定 (利用料、食費の改定)

令和元年 11月11日改定 (通い・宿泊サービスの時間改定)

令和3年 4月 1日改定 (利用料、食費の改定)

令和5年 10月 1日改定 (宿泊費、食費の改定)

令和6年 4月 1日改定 (宿泊費・食費の記載変更、虐待防止に関する事項・身体拘束・地域との連携・業務  
継続計画の策定・協力医療機関・介護サービスの質の確保・ハラスメント防止措置  
等の追記)